

岡山県外郭団体の見直し基準

第1 策定趣旨

外郭団体の業務運営は、外郭団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、県行政との密接な関係を持つものであることから、公正かつ公平に業務を遂行し、県民の信頼を確保することが重要である。

また、外郭団体の運営は、県の行財政全般に大きな影響を持つものであることから、外郭団体を所管する部長（本庁の部長、局長、教育委員会教育長及び警察本部長をいう。以下「部長」という。）が外郭団体の業務運営等のあり方について団体の協力を得て見直しを行うため、統一的な基準を定めるものである。

第2 見直しの対象とする外郭団体

見直しの対象とする外郭団体は、岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針（以下「指針」という。）第2条に規定する外郭団体とする。

なお、指針第2条の具体的な運用に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

1 指針第2条第1号

本号に規定する資本金等は、会社法法人の資本金及び一般社団法人・一般財団法人の基本金又は基本財産など、事業開始時等にその財源として受け入れた出資金、出捐金等当該法人の設立・存立の基礎となるものをいい、個別事業の実施を目的に、当該法人の財務手法として設置された特別会計や基金などは含まないものであること。

2 指針第2条第3号

指定管理者に対しては、公の施設の適正な管理運営を目的とした指導監督を行うべきであり、法人経営の適正化を求める外郭団体の指導監督とは、その趣旨・性格が異なること、さらには、指定管理業務については、地方自治法等による県関与の制度が別途定められていることから、本号に規定する収入基準における収入の内容から、県施設の指定管理に係る管理運営費は除外することとしていること。ただし、決算報告等、外郭団体の各種財務状況に関する報告数値等には、当該管理運営費を含めるものであること。

第3 統廃合に関する事項

部長は、次の基準に該当するものについて、積極的に統廃合等の指導を行うものとする。

なお、外郭団体の統廃合等の指導に当たっては、第2の見直しの対象とする外郭団体の枠にとらわれることなく、当該外郭団体以外の団体であっても、外郭団体と関連がある法人であって、県とかわり合いの深いものを視野に入れて検討を行うものとする。

1 廃止又は縮小の対象となるもの

- (1) 設立の目的が達成されたもの
- (2) 設立の意義が薄れ、又は中長期的にみて薄くなることが予測されるもの
- (3) 事業の必要性が低下し、活動実績の少ないもの
- (4) 県が民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの
- (5) 累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるもの

(6) その他上記に準ずるもの

2 統合の対象となるもの

- (1) 設立目的及び事業内容が類似しているもの
- (2) 規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定なもの
- (3) 統合することにより、組織体制の簡素化、合理化、事業の総合化等が期待できるもの
- (4) 上記1に該当するが、廃止又は縮小までには至らないもの

3 事務局の統合の対象となるもの

- (1) 上記2に該当するが、統合までには至らないもの

第4 組織及び人事管理に関する事項

部長は、次の基準に基づき、外郭団体の組織の簡素化、合理化等を指導するものとする。

1 組織の簡素合理化及び理事会等の機能強化

- (1) 業務運営の効率化のため、課又は係の統合等により、組織の簡素化及び合理化を図ること。
- (2) 中長期的な視点に立った職員数の適正化計画を策定するなど、事業規模に応じて職員数の適正化を図るものとする。
- (3) 業務運営の効率化のため、民間委託が可能な業務は、委託を行うこと。
- (4) 事務決裁規程等の諸規程の整備により、経営責任の所在及び意思決定過程の明確化を図ること。
- (5) 事業の進捗状況の報告や課題の把握、経営計画の定期的見直し等のため、必要に応じ適宜理事会等を開催するなど、理事会等の機能強化を図ること。

2 役員の活性化等

(1) 役員の構成の見直し

ア 県職員の役員への就任

- ① 事業活動の公共性を確保するために、県が一定の関与を必要とするものに限ること。
- ② 県職員の役員数（監事等を除く。）は、原則として当該外郭団体の役員現在数（監事等を除く。）の3分の1以内とすること。

イ 民間からの役員の就任促進

経営等に精通した民間人の就任の促進を図ること。

(2) 監事等の構成の見直し

監事等は、原則として県職員以外の者を充てるものとする。

(3) 役員数の適正化

ア 事業規模の動向、経営状況を勘案し、外郭団体の責任の明確化や運営の効率化等を図るため、必要最小限の役員数とする。

イ 過去3年間において役員会等への役員本人の出席実績がない場合又は極端に少ない場合においては、当該役員を変更し、又は役員定数を削減すること。

3 職員の活性化等

(1) 幅広い人材の確保等

職員の採用に当たっては、公募などによる幅広い人材の確保や採用事務の効率化に努めるものとする。

(2) 職員の資質向上等

会計事務等実務に関する各種研修への取組を促進し、組織上可能な外郭団体においては、業

務・職種を異にする人事異動や他の外郭団体等への派遣などを試み、職員の資質向上及び活性化を図るものとする。

4 給与の適正化等

- (1) 外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、組織の規模や職務の困難性等を考慮し、経営計画に即した適正な給与体系をとること。
- (2) 役員報酬は、役員が経営の責任者であることから、経営状況等を反映させた適正な額とすること。
- (3) 職員の退職金は、年度間の支出の平準化を図るため、単年度の予算措置による支給を避け、退職給与引当金により対応すること。

5 組織及び人員管理の情報公開

職員数及び職員の給与に関する情報をはじめ、組織及び人員管理の状況について積極的な情報公開に努めること。

第5 事業管理に関する事項

部長は、次の基準に基づき、外郭団体の経営計画の策定、実施等を指導するものとする。

1 経営計画の策定及び実施

(1) 中・長期経営計画

長期的視野に立った経営改善が必要な外郭団体にあつては、事業の基本的な方向、重点的に取り組む業務等を十分検討し、基本計画の策定や、その具体的な展開のための3年から5年程度の実施計画を策定すること。

(2) 経営計画の定期的見直し

市場調査、需要予測等により社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、経営状況等の客観的な評価及び分析を行い、実施計画を見直すこと。

2 事業運営

(1) 各事業年度の事業計画と実績を対比するとともに、経年的な傾向を検討するなど事業効果を検証し、経営計画等に反映させること。

(2) 他の外郭団体等と連携して事業を実施した方がより効果的な場合には、有機的な連携を図ること。

(3) 外郭団体相互あるいは民間企業と競合する事業については、当該事業の見直しを行い、必要性が乏しくなっているものは、廃止、縮小又は統合すること。

(4) 個々の事業については、社会経済情勢の変化に対応し、県民ニーズに適合したものとなるよう絶えず見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを実施すること。

第6 財務管理に関する事項

部長は、外郭団体に対する県の財政的支援の見直しを行うとともに、次の基準に基づき、外郭団体の事業収入の確保等について指導するものとする。

1 事業収入の確保及び財政基盤の強化

(1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。

(2) 新規事業の導入や受託事業の確保等により経営基盤の強化を図ること。

(3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容及び運営体制の見直しを行うこと。

(4) 県からの補助金、委託料等によらない事業分野の開拓に努め、財源の多様化を図ること。

2 計数管理の徹底及び経費の節減

(1) 会計帳簿及び計算書類等の作成に当たっては、公認会計士等の指導を受けるなど、計数管理の徹底を図ること。なお、特に義務付けられている会計基準がない場合でも、一般に公正妥当と認められる最新の会計の基準その他の会計の慣行により作成すること。

(2) 一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど、可能な限り抑制していくこと。

(3) 工事原価等については、積算の見直しを行い、コストの削減を図ること。

(4) 情報化等を推進し、事務の効率化を図ること。

3 資産管理及び運用の効率化及び適正化

(1) 資産の適切な管理運用を図ること。

(2) 資金の借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。

(3) 資産運用については、他の外郭団体と連携し、共同運用が可能な外郭団体にあつては、スケールメリットを活かした方策を実施すること。

4 財務執行の適正化

(1) 諸規程を整備し、当該規程に基づいた適正な財務執行を行うこと。

(2) 執行の適正化を図るために、複数の職員によるチェック体制を確立すること。

(3) 管理費及び事務費については、厳正かつ質素を旨とした適正な執行を図ること。

(4) 事業の発注その他の契約事項については、厳正かつ適正な業務執行を行うこと。

第7 見直しの着実な実行に関する事項

部長は、その所管する外郭団体について、この見直し基準に沿った不断の見直しを進めていくものとする。

附 則

この見直し基準は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この見直し基準は、平成19年11月21日から施行し、平成20年度の外郭団体から適用する。

附 則

この見直し基準は、平成24年11月20日から施行し、平成25年度の外郭団体から適用する。